

1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業の趣旨・総合計画における位置づけ

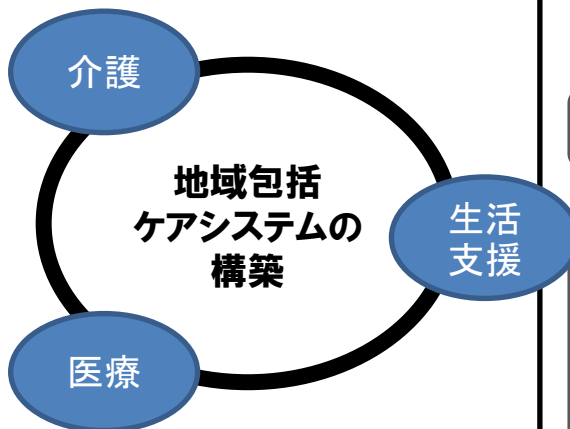
趣旨

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、**地域の支え合い体制づくりを推進**し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

地域医療やケア体制の充実

【総合計画における位置づけ】

意欲や能力に応じた 社会参画機会の創出



専門職を介護や医療に集中

- 生活支援の担い手が拡大することで、既存の介護人材は、より重度の要介護者へのサービス提供にシフト
- 専門職を育成し、認知症施策や在宅医療との連携を推進

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス

現行相当のサービス

専門職以外を活用した
緩和した基準のサービス

住民主体による支援

高齢者が担い手として活躍することにより生活支援を充実

- これまで専門職が提供していた生活支援の分野において、高齢者が担い手として活躍
- シルバー人材センターの仕組みを活用し、専門職以外が行うサービスの担い手となる高齢者を育成、事業者に派遣
- 住民主体による支援の担い手となる高齢者は、セカンドライフ応援ステーションが発掘・育成

担い手

シルバー人材センター
セカンドライフ応援
ステーション

「サービスづくり」ではなく「地域づくり」

- 地域の多様な主体で地域の「支える仕組み」をつくることが総合事業の本質
- 時間をかけた住民主体の「地域づくり」を行うプロセス

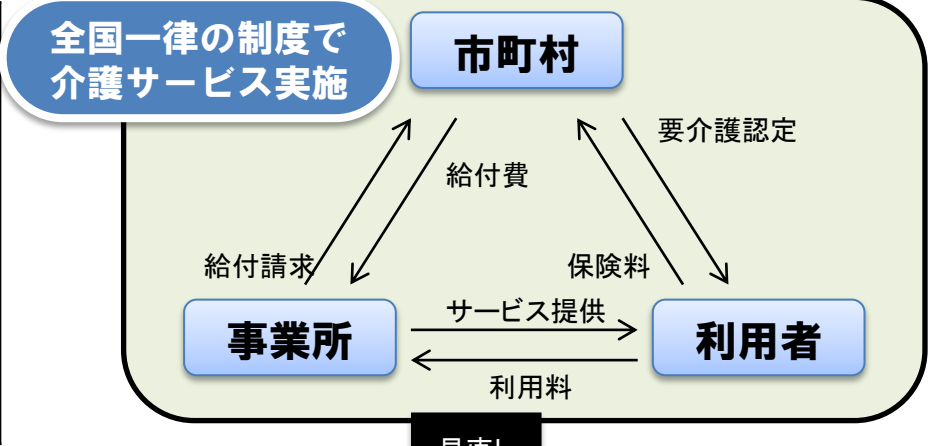
1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(2) 訪問介護・通所介護の市町村事業への移行

- 要支援者へのサービスのうち「訪問介護」と「通所介護」が市町村事業に移行
- 全国一律の制度から市独自の制度に移行され、事業の体制やサービスの基準・内容・単価を市町村が設定
- 既存の介護サービス事業所以外の事業所や地域住民など多様な主体によるサービス提供が想定

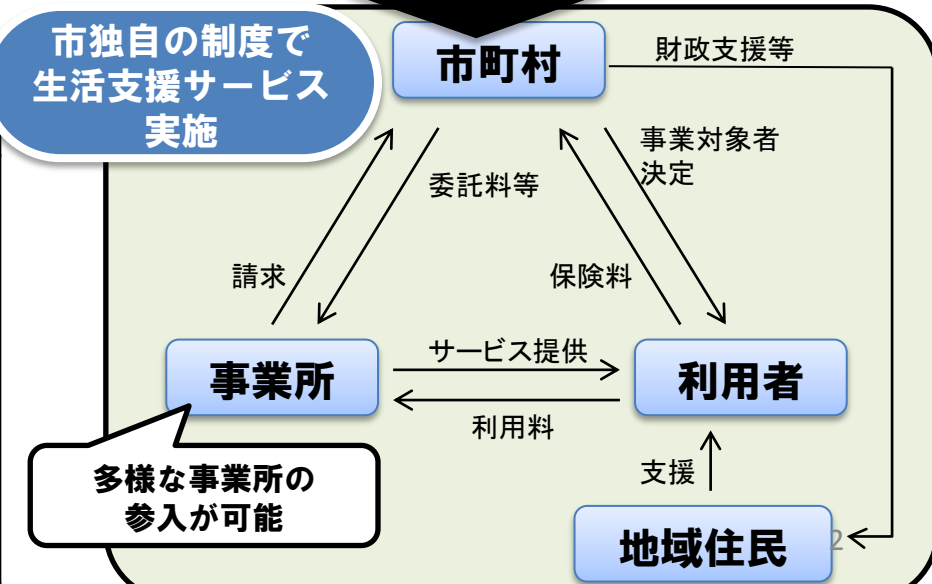
現行

市事業	給付サービス	
介護予防事業	介護予防給付 要支援者(支援1・2)に対するサービス 訪問介護 通所介護 福祉用具 短期入所 ...	介護給付 要介護者に対するサービス



改正後

市事業	給付サービス	
新しい総合事業 (利用者ニーズに応じた生活支援サービス事業)	介護予防給付 要支援者に対するサービス 訪問型サービス 通所型サービス 福祉用具 短期入所 ...	介護給付 要介護者に対するサービス



1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

現行	対象者	元気高齢者	要支援になるおそれのある方 (二次予防事業対象者)	要支援者 (要支援1・2)	要介護者 (要介護1～5)	
	対象者 審査基準		簡易な調査票による審査 (基本チェックリスト)	要介護・要支援認定による審査		
	事業・ サービス 内容	介護予防事業(一次予防事業) さんちゃん健康体操、介護予防講座等 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 介護予防事業(二次予防事業) 健康運動教室、かむかむ教室、 介護予防訪問指導 </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 予防給付 訪問介護 通所介護 福祉用具貸与 短期入所 等 </div> <div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> 介護給付 訪問介護 通所介護 短期入所 等 </div> </div>				
改正後	対象者	元気高齢者	介護予防・生活支援サービス事業対象者		要支援者 (要支援1・2)	要介護者 (要介護1～5)
	対象者 審査基準		簡易な調査票による審査 (基本チェックリスト)		要介護・要支援認定による 審査	
	事業・ サービス 内容	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 一般介護予防事業 さんちゃん健康体操、介護予防講座等 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 40%; text-align: center;"> 訪問型サービス 通所型サービス </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 20%;"> 予防給付 福祉用具貸与 短期入所 等 </div> <div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 20%;"> 介護給付 訪問介護 通所介護 短期入所 等 </div> </div>				

2 三条市における総合事業の全体像

H28年度実施事業

実施内容を検討

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)
 ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ①訪問介護 (現行相当サービス)
- ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB (住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

- ①通所介護 (現行相当サービス)
- ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB (住民主体による支援)
- ④通所型サービスC (短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①住民ボランティア等が行う見守り
- ②訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

・65歳以上の全ての者
 ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

要支援者等に対する介護予防・生活支援

- ①訪問介護・通所介護の移行
 - ・現行相当のサービスは継続して提供
 - ・専門職以外を活用した緩和した基準のサービス(サービスA)を新たに創設
- ②短期集中の介護予防事業の実施
 - 現行の二次予防事業を短期集中型の介護予防(サービスC)と位置付けて実施
- ③住民主体による支援を検討
 - 包括ケア推進会議やシルバー元気プロジェクトでの意見を参考に、今後、住民主体による支援(サービスB等)の内容を検討

全ての高齢者に対する介護予防

- ・さんちゃん健康体操を中心に地域での介護予防を推進
- ・今後、リハビリテーション専門職が介護予防事業等に関われるよう、まずは包括ケア推進会議に参画を依頼

3 総合事業のスケジュール

